

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 規 則 | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○告示(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課) | 1 |
| ○特定水産資源の採捕の停止の命令(〃) | 1 |
| ◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正(〃) | 1 |
| ◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正(会計管理課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○争議行為の予告(雇用労働政策課) | 3 |
| ○高知港湾計画の変更の概要(港湾・海岸課) | 3 |
| 高知県教育委員会告示 | |
| ◎高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定(教育委員会事務局生涯学習課) | 3 |

規 則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月14日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号
高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一

部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成26年高知県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 2欄は、認定(変更認定)申請に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りま

す。)を記入してください。
別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

す。)を記入してください。
別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

す。)を記入してください。
別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 3欄は、認定に係る低炭素建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第14号

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「等級4又は5」を「等級4以上」に改める。

第12条第1項第2号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級

5」を「等級6」に改める。

第17条の見出し及び同条第1項並びに第18条(見出しを含む。)中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

第21条第1項第2号中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「等級4又は等級5(」を「等級4以上(」に、「等級3、等級4又は等級5」を「等級3以上」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第97号の4

令和4年3月高知県告示第425号(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和5年3月2日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2中「84.1トン」を「86トン」に改め、2の(11)中「4.58トン」を「6.184トン」に改め、2の(12)中「6.336トン」を「6.632トン」に改める。

高知県告示第97号の5

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和5年3月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年3月3日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和5年3月2日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第124号

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和5年3月14日

高知県知事 濱田 省司

13の(1)の表中

「

| |
|---|
| 1 |
|---|

」

を
「

| |
|--|
| |
|--|

」

2

に改める。

高知県告示第125号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

令和5年3月14日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「

| | | | |
|---|----|---|---|
| 〃 | 介良 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 鏡 | 〃 | 〃 |

」

を

「

| | | | |
|---|----|---|---|
| 〃 | 介良 | 〃 | 〃 |
|---|----|---|---|

」

に改める。

公 告

令和5年2月28日付けをもって西日本N T T 関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

令和5年3月3日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

- 1 事件
 - (1) 賃上げ要求について
 - (2) その他要求について
- 2 日時
令和5年3月15日始業時から1時間
- 3 場所
株式会社N T T フィールドテクノ高知営業所
- 4 争議行為の概要
要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を行使する。



高知港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、当該港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和5年3月14日

高知港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 濱田 省司

- 1 港湾計画の変更に関する事項
 - その他重要事項
港湾及び港湾に隣接する地域の保全(津波災害防止施設の新設)

| 地区名 | 施設名 | 延長 |
|------|---------|---------|
| 種崎地区 | 種崎津波防波堤 | 128メートル |
| 桂浜地区 | 桂浜津波防波堤 | 81メートル |

- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所
 - (1) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部港湾・海岸課
 - (2) 高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所
- 3 変更年月日
令和5年2月13日

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第2号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第2号)第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月14日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで